

平成28年10月27日  
熊本市教育委員会

## 平成28年度 熊本市教職員教育功労表彰について

〔被表彰者〕

※ 学校番号順

学校名	職名	氏名	功績の分野等	
慶徳小	教諭	さいしよ なおこ 才所 尚子	⑤	特別支援教育における成果
白坪小	教諭	なかむら えいはちろう 中村 栄八郎	①	学習指導(算数)における成果
画図小	教諭	ひらい のぶあき 平井 伸明	②	生徒指導における成果
帯山西小	養護教諭	くどう あけみ 工藤 あけみ	③	健康教育における成果
出水南小	事務主任	やまぐち たかし 山口 孝史	⑥	学校事務における成果
田迎西小	教諭	まえだ ひろし 前田 浩志	①	学習指導(情報教育)における成果
託麻中	教諭	なかがわ ごうた 中川 豪太	①	学習指導(国語)における成果
三和中	教諭	たなか しんいちろう 田中 慎一郎	②	生徒指導における成果
武蔵中	教諭	おがた まさみ 緒方 雅美	①	学習指導(数学)における成果
力合中	教諭	むとう あつこ 武藤 敦子	①	学習指導(外国語)における成果

## 【功績の分野】

- ① 学習指導において、特に顕著な成果を上げた者
- ② 生徒指導、進路指導等において、特に顕著な成果を上げた者
- ③ 学校体育や学校保健、学校給食において、特に顕著な成果を上げた者
- ④ 部活動等において、特に顕著な成果を上げた者
- ⑤ 特別支援教育において、特に顕著な成果を上げた者
- ⑥ 地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善において、特に顕著な成果を上げた者
- ⑦ ユネスコ活動や国際交流等の分野において、特に顕著な成果を上げた者
- ⑧ その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者

制定 平成24年5月31日 教育長決裁  
改正 平成27年9月 1日 教育長決裁  
改正 平成28年9月 1日 教育長決裁

## 熊本市教職員教育功労表彰実施要領

(表彰目的)

第1条 この要領は、熊本市教育功労者表彰規程（昭和32年教委規程第1号）に基づき、学校教育において、次世代を担うリーダーに相応する積極的な取り組みを行い、顕著な成果をあげた教職員を表彰するとともに、教職員の意欲及び資質能力の向上を図り、学校の活性化に資することを目的とする。

(表彰対象)

第2条 この要領に基づく表彰の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 教職員としての経験が10年以上かつ表彰年度の4月1日時点において49歳未満の者であること。
- (2) 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の任命に係る常勤の県費負担教職員（以下「教職員」という。）であること。ただし、校長、教頭及び臨時的任用教職員を除く。
- (3) 熊本県教職員等表彰実施要領第3条第1号の表彰又はこの要領に基づく表彰を過去10年以内に受けたことがないこと。
- (4) 過去10年以内に懲戒処分を受けたことがないこと。

(表彰基準)

第3条 前条に基づく教職員のうち、服務が厳正で公務員としての勤務姿勢が良好であり、他の教職員、児童生徒及び保護者等から信頼を得ている者で、職務の遂行に当たり、特に、他の教職員の模範となる優れた実践を行い、顕著な成果をあげている者とする。

(表彰人数)

第4条 表彰人数は、10人程度とする。

(表彰時期及び内容)

第5条 表彰は、11月頃に行い、表彰状を授与する。

(被表彰者の推薦及び決定)

第6条 所属長は、第2条及び第3条の規定する表彰に該当する者があった場合は、委員会が指定する日までに表彰候補者1人を推薦することができる。この場合において、次に掲げる書類を委員会に提出するものとする。

- (1) 教職員表彰推薦書（別記第1号様式）
- (2) 教職員表彰勤務状況等調書（別記第2号様式）
- (3) 教職員表彰功績調書（別記第3号様式）

2 委員会は、前項の推薦があったときは、内容を精査し、第4条に定めるところにより決定した人数の範囲内で被表彰者を決定する。

(被表彰者の公表)

第7条 表彰結果は、報道機関への提供等により公表する。

附 則

この細則は、平成24年 5月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年 9月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年 9月 1日から施行する。